

子育て世帯への加算給付金 (2万円/子ども1人あたり)のご案内

本給付金は、物価高騰による影響を特に受ける低所得世帯のうち、子育て世帯への支援として、物価高騰対応重点支援給付金(3万円/1世帯)を受給する世帯に加算して支給するものです。

給付金の支給額

18歳以下の児童1人あたり
2万円

申請期限

令和7年7月31日(木)まで
※当日消印有効

支給対象世帯

令和6年度物価高騰対応住民税非課税世帯重点支援給付金(3万円)を受給した世帯のうち、同一世帯内に18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯

※令和6年12月14日から令和7年7月31日までに生まれたお子さんや別居している児童を扶養している世帯も、申請により受給できる場合があります。

支給の手続き

物価高騰対応住民税非課税世帯重点支援給付【令和5年度/7万円】及び令和6年度物価高騰対応重点支援給付金【令和6年度/10万円】を受給した世帯の情報を使用し、対象となる児童がいる世帯に対し、支給のお知らせを送付します。

※ただし、以下の児童に対する給付金を受給する場合は、申請が必要となります。

- ・令和6年12月14日から令和7年7月31日までに出生したお子さんを扶養している世帯
- ・別世帯だが、18歳以下の扶養している児童がいる世帯

申請について

※ 町から申請の案内等は通知しませんので、申請が必要か不明である場合は、お問合せください。

【下記の児童に対する給付金を受給する場合は、申請が必要です】

- ①令和6年12月14日から令和7年7月31日までに出生したお子さんがいる世帯
- ②別世帯だが、18歳以下の扶養している児童がいる世帯

申請手続き

- ・申請書は町ホームページからダウンロード、または下記のお問い合わせ先の窓口を設置してあります。
- ・申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、窓口または郵送により、**令和7年7月31日（木）まで**に申請してください。



▲町ホームページ

※期間内に申請がない場合、給付金を支給できませんので、ご注意願います。

ご記入にあたり不明なことがあれば、お問い合わせください。



住民税非課税世帯等に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

利府町保健福祉部地域福祉課 福祉総務係

TEL 022-767-2148

受付時間 8:30~17:15 (土日祝12/29~1/3を除く)